平成２４年（フ）第４２６号
堺市中区深井中町1961番地１　マーキュリハイツ101号室
債務者　西村　和江
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
山口県美祢市西厚保町原734番地
債務者　久保　領一
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第４４号
北海道岩見沢市大和２条４丁目38番地４　２条ハイツ２－Ｄ号室
債務者　佐藤　芳明
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４５号
北海道岩見沢市北６条西19丁目３番11号
債務者　杉村　亮子（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４６号
新潟市西区四ツ郷屋1825番地
債務者　石黒　伸彦
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７号
新潟市西区四ツ郷屋1825番地
債務者　石黒　雅代
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８７号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字二本松1997番地１－403
債務者　枝尾　敏美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１５号
新潟県上越市南本町３丁目13番１－122号県営南本町住宅１棟122号
債務者　樋口梨栄子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第５５１号
名古屋市西区児玉３丁目27番22号　ＣＡＳＡ児玉205号
債務者　竹内　洋之
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９７号
名古屋市北区成願寺１丁目１番10号　コーポ兼大204号
債務者　佐藤講一郎
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３６号
愛知県小牧市安田町12番地
債務者　木下眞由美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６２号
名古屋市昭和区東郊通９丁目９番地の５　市営高辻荘1404号
債務者　中華そば大輝こと　大塚　輝身
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１６号
愛知県一宮市北方町北方字宝江新田44番地３
債務者　中村　竹人
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１２６号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地１江南団地76棟309号
債務者　北垣　治朗
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１２号
香川県高松市伏石町2014番地19
債務者　髙田　宏子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２１５号
宮城県塩竈市尾島町27番６号　鈴平アパートＢ－８号
債務者　鈴木　次男
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
仙台市泉区みずほ台10番地の８　ロイヤルパークみずほ台104、従前の住所仙台市青葉区山手町23番10―1101号
債務者　村上　　勝
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係